

コガネムシ上科の輸入量について

クワガタムシ科・カブトムシ亜科の輸入量（種類名証明書数）

平成 7（1995）年以降、一部の外国産クワガタムシ科、コガネムシ科カブトムシ亜科の甲虫が、植物防疫法上の検疫有害動植物に当たらないとの判断がなされ輸入可能となった。当初の正確な輸入量の統計はないが、輸入者が任意に提出していた「甲虫類等輸入審査報告書」の集計から、平成 13（2001）年には少なくとも 682,927 頭が輸入されていた。

平成 19（2007）年 2 月コガネムシ科テナガコガネ属を特定外来生物とする政令の施行により、輸入するコガネムシ上科の種（ ）については、種類名証明書の添付が義務づけられ、その申請数により輸入量の概要が把握可能となっている。平成 19 年 2 月以降、平成 23 年 8 月までに税関に提出された種類名証明書に記載のあるコガネムシ上科は、クワガタムシ科 1,729,775 個体、カブトムシ亜科 1,392,602 個体、計 3,122,377 個体であり、その他の分類群の輸入はなかったものと考えられる。

種類名証明書添付が義務づけられているコガネムシ上科

ムネアカセンチコガネ科、マンマルコガネ科、ホソマグソクワガタ科、センチコガネ科、ヒゲブトハナムグリ科、ニセコブスジコガネ科、アツバコガネ科、クワガタムシ科、アカマダラセンチコガネ科、クロツヤムシ科、フコセンチコガネ科、コガネムシ科、コブスジコガネ科の全種

表 1 クワガタムシ科・カブトムシ亜科の年別輸入量（種類名証明書の提出数）

（H19 年は 2 月以降、H23 年は 8 月までの集計）

年	クワガタムシ科 個体数	カブトムシ亜科 個体数	総個体数
H19年	249,670	113,480	363,150
H20年	353,349	247,791	601,140
H21年	422,007	433,315	855,322
H22年	384,267	309,298	693,565
H23年	320,482	288,718	609,200
合計	1,729,775	1,392,602	3,122,377

カブトムシ亜科はコガネムシ科に含まれる

コガネムシ科ハナムグリ亜科の輸入について

平成 21(2009)年 10 月にハナムグリ亜科の一部の種（その多くはカナブン族）が、検疫有害動植物に当たらないとの判断がなされ、輸入が可能となった。ハナムグリ亜科については平成 23 年 10 月までは輸入はなかったが、平成 23 年 11 月以降、24 年 3 月までに、11 種 1450 頭の種類名証明書（輸出国はすべてカメルーン）が提出されている。（次ページ表 2 参照）

表2 輸入されているハナムグリ亜科（種類名証明書の提出数）

学名	和名	種類名証明種 申告個体数
<i>Mecynorhina kraatzi</i>	クラッツオオツノカナブン	260
<i>Mecynorhina polyphemus</i>	ポリフェムスオオツノカナブン	170
<i>Mecynorhina savagei</i>	ミイロオオツノカナブン	200
<i>Mecynorhina torquata</i>	クビワオオツノカナブン	30
<i>Megalorhina harissi</i>	サスマタツノカナブン	40
<i>Eudicella gralli</i>	ミスジサスマタカナブン	40
<i>Eudicella schultzeorum</i>	シュルツサスマタカナブン	180
<i>Cyprolais aurata</i>	キンイロヒラズカナブン	160
<i>Cyprolais hornimani</i>	ホルニマンヒラズカナブン	80
<i>Dicronorhina micans</i>	ミカンスオオツノカナブン	40
<i>Stephanorrhina guttata</i>	ニジイロカナブン	250
合計		1450

（参考）

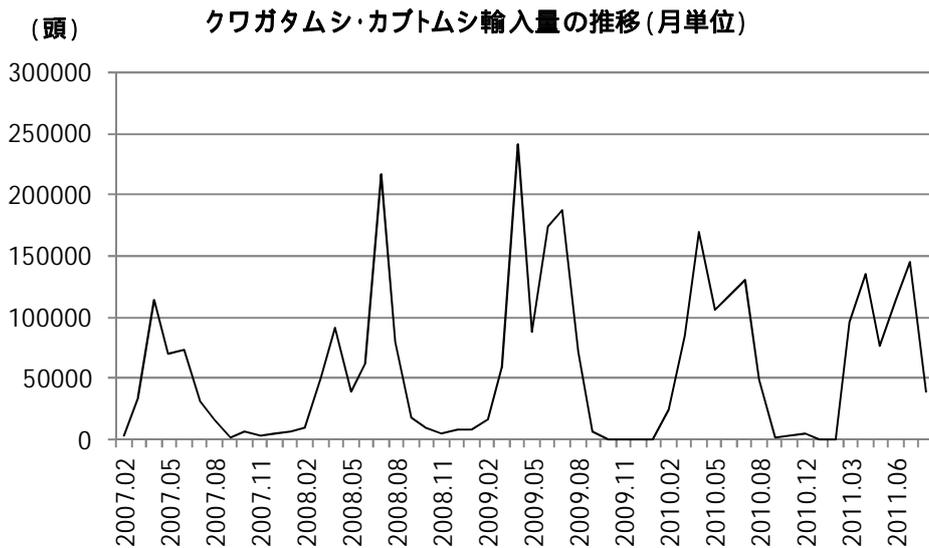


図1 クワガタムシ・カブトムシ（合計）の輸入量（種類名証明書の提出数）の推移

(参考) 外来生物法における種類名証明書と輸入指定港について

1. 種類名証明書の添付と輸入指定港について

外来生物法における輸入規制では、検査・通関時に種類の判別が迅速に行えるようにするため、外来生物法第25条により、特定外来生物又は未判定外来生物及びこれらに該当しないことが容易に判断できない生物は、種類名証明書の添付が必要な生物として、輸入する際には種類名証明書を添付することと定めている(特定外来生物については、種類名証明書の他に飼養等許可証の写しの添付が必要である。また、未判定外来生物の輸入にあたっては事前に申請を行い、生態系等に係る被害を及ぼすおそれの有無についての判定を受け、そのおそれがない旨の通知があるまでは輸入することができない)。

また、これらの生物について、輸入できる場所は、施行規則で定める港及び飛行場に限定されており、現在、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港が指定されている。

2. 種類名証明書の要件

(1) 施行規則第31条第1号関係

植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

(2) 施行規則第31条第2号関係

外国の政府機関又は主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書(日本語又は英語に限る。)であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

現在指定されている外国の地方公共団体は下記のとおり。

- ・カナダ 州政府及び準州政府
- ・南アフリカ 州政府(野生動物保護局)
- ・韓国 市・郡・区庁
- ・マレーシア サバ州政府及びサラワク州政府

外国の政府機関については、参考情報として各国に対する調査訓令の結果やこれまでの実績に基づいて一覧にし、ホームページ等で提供している。

(3) 施行規則第 3 1 条第 3 号関係

政府機関と同等の知見を有するものとして主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

現在指定されている機関は下記のとおり。

- ・ コスタリカ共和国 国立博物館 (National Museum)
コスタリカ大学 (University of Costa Rica)
生物多様性センター (Institute of Biodiversity)
- ・ シンガポール アンダーウォーターワールド・シンガポール
(Underwater World, Singapore)
ジュロン・バードパーク (Jurong Bird Park)
シンガポール動物園 (Singapore Zoological Gardens)
シンガポール・ラッフルズ生物多様性研究博物館
(Raffles Museum of Biodiversity Research, Singapore)
- ・ ボリビア共和国 国立自然誌博物館 (National Museum of Natural History)
生態学研究所 (Institute of Ecology)
ナショナル・ハーバリスト (National Herbalist)
ノエル・ケンプ国立自然誌博物館
(National Museum of Natural History Noel Kempff)
- ・ マレーシア サラワク森林公社 (Sarawak Forestry Corporation)
- ・ ミャンマー連邦 イエジン農業大学 (Yezin Agricultural University)

(4) 施行規則第 3 1 条第 4 号

主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

基準は平成 1 7 年農林水産省・環境省告示第 6 号において定められている。

現在登録されている機関は下記のとおり。

- ・ 財団法人自然環境研究センター (全分類群について。平成 1 7 年 6 月 9 日登録)